

仕 様 書

件 名	一般廃棄物収集運搬処理（事業系）	作成年月日	令和 7 年 1 月 2 9 日
		作成者	小倉駐屯地業務隊管理科 梅村技官

1 適用範囲

本仕様書は小倉駐屯地及び富野分屯地から排出される一般廃棄物の収集運搬処理に適用する。

2 搬出場所

(1) 福岡県北九州市小倉南区北方 5-1-1 陸上自衛隊 小倉駐屯地

(2) 福岡県北九州市小倉北区大字富野官有無番地 陸上自衛隊 富野分屯地

3 役務期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

4 排出予定数量

月平均 5, 0 0 0 kg 程度

5 一般事項

- (1) 収集運搬処理するゴミの種類は、事業系一般廃棄物とする。
- (2) 事業系一般廃棄物の収集運搬日は、祝祭日を除く毎週月曜日と木曜日の 1 2 時までとする。祝祭日の場合は翌日に収集運搬すること。
- (3) 一般廃棄物搬出の際は、係官立会のうえ搬出すること。
- (4) 搬出時において、ゴミ集積場の風紀及び衛生管理上、収集後は積み残しのないよう十分な注意を払うこと。また、一度に積込が出来ない場合は再度積込に来ること。
- (5) 一般廃棄物の処理は、市処理施設へ搬入し処分すること。また、搬入後は速やかに計量伝票を官側に提出すること。
- (6) 一般廃棄物の収集・運搬を行う者は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第 7 条の許可を受けたものとする。
- (7) 収集運搬時に万一事故が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (8) 請負者は仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、契約担当官等と協議しその指示に従うこと。

仕 様 書

件 名	一般廃棄物収集運搬処理（缶・ビン等）	作成年月日	令和7年1月29日
		作成者	小倉駐屯地業務隊管理科 梅村技官

1 適用範囲

本仕様書は小倉駐屯地及び富野分屯地から排出される缶・ビン等の収集運搬処理に適用する。

2 搬出場所

- (1) 福岡県北九州市小倉南区北方5-1-1 陸上自衛隊 小倉駐屯地
- (2) 福岡県北九州市小倉北区大字富野官有無番地 陸上自衛隊 富野分屯地

3 役務期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 排出予定数量

月平均800kg程度

5 一般事項

- (1) 収集運搬処理するゴミの種類は、缶、ビン及びペットボトルとする。
- (2) 缶・ビン等の収集運搬日は、祝祭日を除く毎週水曜日の12時までとする。祝祭日の場合は翌日に収集運搬すること。
- (3) 缶・ビン等搬出の際は、係官立会のうえ搬出すること。
- (4) 搬出時において、ゴミ集積場の風紀及び衛生管理上、収集後は積み残しのないよう十分な注意を払うこと。また、一度に積込が出来ない場合は再度積込に来ること。
- (5) 缶・ビン等の処理は、市処理施設へ搬入し処分すること。また、搬入後は速やかに計量伝票を官側に提出すること。
- (6) 一般廃棄物の収集・運搬を行う者は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第7条の許可を受けたものとする。
- (7) 収集運搬時に万一事故が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (8) 請負者は仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、契約担当官等と協議しその指示に従うこと。